

令和 4 年度

定期監査報告書

益田市監査委員

## 目 次

第1 監査の種類	.....	1 頁
第2 監査の範囲	.....	1 頁
1 対象事務事業	.....	1 頁
2 対象課等	.....	1 頁
第3 監査の期間	.....	2 頁
第4 監査の方法	.....	2 頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	.....	3 頁
2 説明を聴取した事務・事業等	.....	3 頁～4 頁
第5 監査の要点（監査重点項目）	.....	5 頁
1 令和4年度予算執行状況	.....	5 頁
2 令和3年度委託料に関する事務	.....	5 頁
第6 監査の結果	.....	5 頁
第7 ま と め	.....	6 頁
1 令和4年度予算執行状況	.....	6 頁
2 令和3年度委託料に関する事務	.....	6 頁
— 資 料 —		
1 令和4年度予算執行状況	.....	7 頁～11 頁
2 令和3年度委託料に関する事務	.....	12 頁～18 頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値等のないものである。

# 定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 寺 井 良 徳

## 第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

## 第2 監査の範囲

### 1 対象事務事業

- (1) 令和4年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和3年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する歳出科目「委託料」に関する事務

### 2 対象課等

【表1】

部局名	課・室名	課等の数
教育委員会	教育総務課 (学校再編・整備推進室) (高津学校給食センター) (美都学校給食共同調理場)	9
	学校教育課 (学力育成推進室)	
	協働のひとづくり推進課 (人権・同和教育推進室) (文化芸術振興室) (公民館) (図書館)	
	文化財課 (史跡整備推進室) (歴史文化研究センター)	
出納室		
益田消防署		
農業委員会事務局		
選挙管理委員会事務局		
監査・公平委員会事務局		

### 第3 監査の期間

令和5年1月20日（金）から 同年2月7日（火）まで

### 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した事務、事業について、【表3】【表4】【表5】に示すとおり担当課の聴取を行った。

## 1 対象課等から提出のあった監査資料

【表2】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
教育委員会	教育総務課 (学校再編・整備推進室) (高津学校給食センター) (美都学校給食共同調理場)	○	○	○	○
	学校教育課 (学力育成推進室)	○	○	○	○
	協働のひとづくり推進課 (人権・同和教育推進室) (文化芸術振興室) (公民館) (図書館)	○	○	○	○
	文化財課 (史跡整備推進室) (歴史文化研究センター)	○	○	○	○
出納室	○	○	-	○	
益田消防署	○	○	○	○	
農業委員会事務局	○	○	○	○	
選挙管理委員会事務局	○	○	○	○	
監査・公平委員会事務局	-	○	-	-	

## 2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
教育委員会	教育総務課 (学校再編・整備推進室) (高津学校給食センター) (美都学校給食共同調理場)	○	○	○	○
	学校教育課 (学力育成推進室)	○	○	○	○
	協働のひとづくり推進課 (人権・同和教育推進室) (文化芸術振興室) (公民館) (図書館)	○	○	○	○
	文化財課 (史跡整備推進室) (歴史文化研究センター)	○	○	○	○
出納室	-	-	-	-	
益田消防署	-	-	-	-	
農業委員会事務局	-	-	-	-	
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-	
監査・公平委員会事務局	-	-	-	-	

【表4】説明聴取事業数内訳

部名等	課名等	歳入				歳出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
教育委員会	教育総務課 (学校再編・整備推進室) (高津学校給食センター) (美都学校給食共同調理場)	20	6	7	0	42	4	15	2
	学校教育課 (学力育成推進室)	29	0	6	0	46	0	13	0
	協働のひとづくり 推進課 (人権・同和教育推進室) (文化芸術振興室) (公民館) (図書館)	40	0	7	0	50	4	14	4
	文化財課 (史跡整備推進室) (歴史文化研究センター)	14	0	4	0	7	0	6	0
出納室	1	0	0	0	1	0	0	0	
益田消防署	13	0	0	0	24	0	0	0	
農業委員会事務局	7	1	0	0	9	1	0	0	
選挙管理委員会事務局	2	0	0	0	4	0	0	0	
監査・公平委員会事務局	0	0	0	0	6	0	0	0	
事業数計		126	7	24	0	189	9	48	6

【表5】委託の分類別事業数及び説明聴取事業数

部名等	課名等	保守管理		警備清掃		調査検査		設計測量		施設管理		イベント		厚生福祉		事業運営		指定管理		システム改修		その他		計	
		事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数
教育委員会	教育総務課 (学校再編・整備推進室) (高津学校給食センター) (美都学校給食共同調理場)	17	0	12	0	10	3	3	1	8	0	0	0	2	0	16	4	0	0	0	0	5	0	73	8
	学校教育課 (学力育成推進室)	3	2	0	0	12	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	23	6
	協働のひとづくり 推進課 (人権・同和教育推進室) (文化芸術振興室) (公民館) (図書館)	41	2	13	0	1	0	1	1	16	1	4	0	0	0	26	2	2	2	0	0	6	3	110	11
	文化財課 (史跡整備推進室) (歴史文化研究センター)	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2
出納室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
益田消防署	3	0	3	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	0
農業委員会事務局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0
監査・公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業数計		77	6	28	0	25	3	4	2	25	1	7	3	2	0	42	6	2	2	1	0	20	4	233	27

## 第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

### 1 令和4年度予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1） 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2） 執行率の低い要因は何か。
- （3） 調定の時期及び手続きは適正か。
- （4） 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5） 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。

### 2 令和3年度委託料に関する事務

- （1） 委託の目的は明確になっているか。
- （2） 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- （3） 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。（仕様書は作成されているか。）
- （4） 随意契約の場合、その理由は適正か。
- （5） 契約書は適正に作成されているか。
- （6） 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- （7） 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。
- （8） 成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- （9） 委託の事後評価は行われているか。

## 第6 監査の結果

令和4年度予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和3年度委託事務が関係法令及び市契約規則等に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、監査対象とした教育委員会及び行政委員会等9課が所掌する事業毎に調書の提出を求めた。その中から各課別に抽出した27件の委託事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び委託事業の手続きは、概ね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

## 第7 まとめ

### 1 令和4年度予算執行状況

監査の対象とした令和4年度歳入・歳出予算執行状況（4月～12月）は、次ページ以下の表のとおりである。（人件費は集計から除いている。）

全体的に、実績に基づき年度末に執行する事業が多く、こうした例は毎年見受けられる。年度末に事務処理が集中することによる弊害も十分考慮し、過誤が発生しないよう計画的な執行を望むものである。

今後も、関係法令に基づく適正な管理を行うとともに予算の効率的運用と厳正な事務処理を行っていただきたい。

### 2 令和3年度委託料に関する事務

今年度も、引き続き委託料に関する事務を重点項目として監査を実施した。

地方公共団体が行う各種の事務事業において、法令に基づき地方公共団体が行わなければならないもの以外については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる」とされている。

この監査において委託の目的では、「外部の専門知識、技術の活用」と回答のあった件数による構成比は85.0%で最も多くなっている。また、委託業者の選定方法では、「随意契約」の件数による構成比は87.1%で、その内1者随契は81.8%となっている。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令で定められている場合に適用されるものである。入札に付する手間を省き、契約の相手方の能力を熟知したうえで選定できるという利点はあるが、長期にわたり受託者が固定することになり、公平性、経済性の確保が懸念される結果ともなりかねない。

特に1者での随意契約については、真にやむを得ない事由によるものであるか、他に受託可能業者が本当にいないのか否かを検討するとともに、委託料算定についても十分妥当であるか検討し、可能な限り合理的な価格となるように努められたい。

今一度、事業委託の必要性を明確にしたうえで、財政状況、公平性等を考慮し適正な選定方法の検討が望まれる。

指定管理業務については、報告書や経験を踏まえ随意契約が大半である。業務や事業のあり方については、モニタリングを通し改善に努められていた。今後も事後評価を実施し、指定管理施設の適正な運営を確保するとともに有効なあり方について検討されたい。

業務委託事業については、継続的な事業が数多く占めている。前年度を踏襲することなく、委託の目的、効果をしっかり見定め、説明責任が果たせるとともに、市政全般の信頼が損なわれることのないよう、関係法令を遵守し、適正、適切な職務の遂行に努められたい。



— 資料 —

1 令和4年度 予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)

◆教育総務課

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育使用料	965,000	999,680	771,710	227,970	80.0	77.2
教育費国庫補助金	21,478,000	9,762,000	0	9,762,000	0.0	0.0
生産物売払収入	78,000	35,648	35,648	0	45.7	100.0
教育費寄附金	4,000,000	137,353	137,353	0	3.4	100.0
斎藤曉育英基金繰入金	450,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,410,000	783,106	789,000	△ 5,894	32.7	100.8
教育債	78,500,000	0	0	0	0.0	—
合 計	107,881,000	11,717,787	1,733,711	9,984,076	1.6	14.8

〔 歳 入 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育費国庫補助金	62,986,000	0	0	0	0.0	—
教育債	325,400,000	0	0	0	0.0	—
合 計	388,386,000	0	0	0	0.0	—

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
教育委員会費	3,238,000	2,190,861	1,858,661	1,047,139	67.7
事務局費	44,712,000	10,279,508	9,458,678	34,432,492	23.0
学校管理費 (小)	256,247,000	163,875,948	121,165,385	92,371,052	64.0
学校建設費 (小)	34,875,000	14,859,964	6,015,304	20,015,036	42.6
学校管理費 (中)	218,970,000	176,949,176	104,782,374	42,020,824	80.8
学校給食施設費	299,133,000	213,689,391	193,256,451	85,443,609	71.4
合 計	857,175,000	581,844,848	436,536,853	275,330,152	67.9

〔 歳 出 〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
学校管理費 (小)	53,300,000	41,672,429	30,671,979	11,627,571	78.2
学校建設費 (小)	364,646,900	364,443,567	364,443,567	203,333	99.9
学校管理費 (中)	8,550,000	4,462,393	4,214,893	4,087,607	52.2
合 計	426,496,900	410,578,389	399,330,439	15,918,511	96.3

◆学校教育課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育費国庫補助金	7,721,000	4,448,000	0	4,448,000	0.0	0.0
教育費県補助金	32,806,000	5,194,000	0	5,194,000	0.0	0.0
教育費委託金	4,880,000	0	0	0	0.0	—
教育費寄附金	60,000	60,000	60,000	0	100.0	100.0
雑入	1,371,000	1,308,620	1,308,620	0	95.5	100.0
合計	46,838,000	11,010,620	1,368,620	9,642,000	2.9	12.4

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
事務局費	46,894,000	32,209,147	26,080,547	14,684,853	68.7
学校管理費(小)	12,962,000	5,196,333	5,196,333	7,765,667	40.1
教育振興費(小)	176,937,000	125,586,611	107,460,251	51,350,389	71.0
学校管理費(中)	9,445,000	3,644,240	3,551,840	5,800,760	38.6
教育振興費(中)	130,510,000	75,726,514	73,299,154	54,783,486	58.0
合計	376,748,000	242,362,845	215,588,125	134,385,155	64.3

◆協働のひとづくり推進課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育使用料	5,127,000	2,954,569	2,871,212	83,357	56.0	97.2
教育費国庫補助金	21,000,000	0	0	0	0.0	—
教育費県補助金	31,082,000	27,731,541	3,800,541	23,931,000	12.2	13.7
教育費委託金	946,000	945,682	472,842	472,840	50.0	50.0
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
教育費寄附金	100,000	58,644	58,644	0	58.6	100.0
秦佐八郎博士顕彰記念事業 基金繰入金	297,000	0	0	0	0.0	—
旧割元庄屋美濃地屋敷整備 基金繰入金	2,106,000	0	0	0	0.0	—
益田川ダム周辺施設維持管 理基金繰入金	523,000	0	0	0	0.0	—
雑入	30,763,000	8,193,805	1,607,475	6,586,330	5.2	19.6
教育債	125,400,000	0	0	0	0.0	—
合計	217,345,000	39,884,241	8,810,714	31,073,527	4.1	22.1

〔歳入〕人権・同和教育推進室

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育使用料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
合計	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0

## 〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
企画費	7,000,000	1,196,280	96,280	5,803,720	17.1
社会教育総務費	103,507,000	83,181,937	61,408,297	20,325,063	80.4
市民学習センター費	20,770,000	17,874,333	12,701,196	2,895,667	86.1
文化振興費	1,784,000	927,577	401,795	856,423	52.0
文化施設費	180,992,000	161,613,263	50,523,513	19,378,737	89.3
公民館費	217,535,000	162,813,549	156,877,739	54,721,451	74.8
図書館費	86,910,000	81,693,737	60,158,327	5,216,263	94.0
保健体育総務費	19,841,000	17,597,968	17,597,968	2,243,032	88.7
体育施設費	182,154,000	149,154,287	82,229,821	32,999,713	81.9
合計	820,493,000	676,052,931	441,994,936	144,440,069	82.4

## 〔歳出〕 人権・同和教育推進室

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
人権・同和教育費	1,154,000	673,496	657,176	480,504	58.4
合計	1,154,000	673,496	657,176	480,504	58.4

## 〔歳出〕 (繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
文化施設費	6,450,000	5,274,500	1,901,500	1,175,500	81.8
公民館費	5,412,000	4,364,800	4,364,800	1,047,200	80.7
図書館費	22,307,000	21,806,400	21,806,400	500,600	97.8
体育施設費	6,996,000	6,714,000	6,714,000	282,000	96.0
合計	41,165,000	38,159,700	34,786,700	3,005,300	92.7

## ◆文化財課

## 〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育使用料	213,000	224,930	267,930	△ 43,000	125.8	119.1
教育費国庫補助金	88,386,000	87,760,000	0	87,760,000	0.0	0.0
教育費県補助金	8,680,000	8,680,000	0	8,680,000	0.0	0.0
教育費委託金	500,000	500,000	0	500,000	0.0	0.0
教育費貸付金元利収入	786,000	682,000	0	682,000	0.0	0.0
雑入	200,000	319,270	308,580	10,690	154.3	96.7
教育債	1,600,000	0	0	0	0.0	—
合計	100,365,000	98,166,200	576,510	97,589,690	0.6	0.6

## 〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
文化財費	18,634,000	14,098,577	13,247,577	4,535,423	75.7
合計	18,634,000	14,098,577	13,247,577	4,535,423	75.7

◆出納室

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
雑入	37,000	48,030	48,030	0	129.8	100.0
合計	37,000	48,030	48,030	0	129.8	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
会計管理費	7,321,000	4,668,719	4,584,519	2,652,281	63.8
合計	7,321,000	4,668,719	4,584,519	2,652,281	63.8

◆益田消防署

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
消防使用料	38,000	20,460	20,460	0	53.8	100.0
農林水産手数料	2,000	0	0	0	0.0	—
消防費県補助金	525,000	525,000	525,000	0	100.0	100.0
雑入	18,771,000	15,262,123	15,262,123	0	81.3	100.0
消防債	175,200,000	0	0	0	0.0	—
合計	194,536,000	15,807,583	15,807,583	0	8.1	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
常備消防費	804,028,000	804,028,000	796,313,000	0	100.0
非常備消防費	82,338,000	56,261,804	56,091,267	26,076,196	68.3
消防施設費	43,451,000	27,303,022	3,726,722	16,147,978	62.8
水防費	2,843,000	2,564,983	1,980,783	278,017	90.2
合計	932,660,000	890,157,809	858,111,772	42,502,191	95.4

◆農業委員会事務局

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
農林水産業費県補助金	15,000,000	4,937,000	0	4,937,000	0.0	0.0
雑入	373,000	505,900	505,900	0	135.6	100.0
合計	15,373,000	5,442,900	505,900	4,937,000	3.3	9.3

〔歳入〕(繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
農林水産業費県補助金	372,000	372,000	0	372,000	0.0	0.0
合計	372,000	372,000	0	372,000	0.0	0.0

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
農業委員会費	65,805,000	40,070,511	38,026,011	25,734,489	60.9
合計	65,805,000	40,070,511	38,026,011	25,734,489	60.9

〔歳出〕(繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
農業委員会費	1,600,000	1,239,920	0	360,080	77.5
合計	1,600,000	1,239,920	0	360,080	77.5

◆選挙管理委員会事務局

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
総務費委託金	57,646,000	21,356,526	21,356,526	0	37.0	100.0
総務費寄附金	0	100,000	100,000	0	—	100.0
合計	57,646,000	21,456,526	21,456,526	0	37.2	100.0

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
選挙管理委員会費	3,870,000	2,622,457	2,622,457	1,247,543	67.8
選挙啓発費	50,000	7,260	7,260	42,740	14.5
参議院議員選挙費	38,783,000	26,049,027	26,049,027	12,733,973	67.2
県知事及び県議会議員一般選挙費	18,919,000	1,105,668	834,518	17,813,332	5.8
合計	61,622,000	29,784,412	29,513,262	31,837,588	48.3

◆監査・公平委員会事務局

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
公平委員会費	967,000	488,261	488,261	478,739	50.5
監査委員費	1,965,000	1,407,136	1,407,136	557,864	71.6
合計	2,932,000	1,895,397	1,895,397	1,036,603	64.6

## 2 令和3年度委託料に関する事務

### (1) 委託の分類別内訳 (単位：件・%)

分 類	件数	構成比
保守管理	77	33.1
警備清掃	28	12.0
調査検査	25	10.7
設計測量	4	1.7
施設管理	25	10.7
イベント	7	3.0
厚生福祉	2	0.9
事業運営	42	18.0
指定管理	2	0.9
システム改修	1	0.4
その他	20	8.6
計	233	100.0

### (2) 委託の目的別内訳 (単位：件・%)

目 的	件数	構成比
経費削減・効率化	13	5.6
事務処理の迅速化	3	1.3
外部の専門知識・技術の活用	198	85.0
そ の 他	19	8.1
計	233	100.0

### (3) 委託料算定方法別内訳 (単位：件・%)

算 定 方 法	件数	構成比
算定基準のあるもの	31	13.3
業者の見積りを参考とするもの	188	80.7
前年度の実績を参考とするもの	14	6.0
計	233	100.0

### (4) 委託業者選定方法別内訳 (単位：件・%)

選 定 方 法	件数	構成比
一般競争入札 (総合評価方式を含む)	2	0.9
指名競争入札	28	12.0
随意契約 (プロポーザル方式を含む)	203	87.1
計	233	100.0

## (5) 委託業者選定方法別の参加業者数内訳

(単位：件・%)

参加業者数	選定方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	計	構成比
1 業者		1	1	166	168	72.1
2 業者		0	9	8	17	7.3
3 業者		0	11	17	28	12.0
4 業者		0	2	10	12	5.1
5 業者		0	1	1	2	0.9
6 業者以上		1	4	1	6	2.6
計		2	28	203	233	100.0

## (6) 随意契約の事由別内訳

(単位：件・%)

随意契約の事由 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)		参加業者数						計	構成比
		1 業者	2 業者	3 業者	4 業者	5 業者	6 業者以上		
第1号	規則で定める額を超えない	9	6	17	10	1	1	44	21.7
第2号	性質又は目的が競争入札に適さない	127	2	0	0	0	0	129	63.5
第3号	シルバー人材センター等との特命随意契約	13	0	0	0	0	0	13	6.4
第4号	新商品の購入等	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第5号	緊急の必要性がある場合	5	0	0	0	0	0	5	2.5
第6号	入札に付することが不利な場合	3	0	0	0	0	0	3	1.5
第7号	時価に比して著しく有利な価格	8	0	0	0	0	0	8	3.9
第8号	入札者がいない又は再度入札で落札者がいない	1	0	0	0	0	0	1	0.5
第9号	落札者が契約しない	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		166	8	17	10	1	1	203	
構成比		81.8	3.9	8.4	4.9	0.5	0.5		100.0

(7) 監査対象とした業務委託の名称

【対象部】教育委員会

対象課等	業務委託の名称
教育総務課	旧真砂中学校理科薬品処分
	美都地区小中学校設置分デジタル印刷機器保守料（小学校費）
	美都地区小中学校設置分デジタル印刷機器保守料（中学校費）
	市内小中学校印刷機保守料（小学校費）
	市内小中学校印刷機保守料（中学校費）
	小中学校給食用リフト保守点検業務および定期検査報告業務（小学校費）
	小中学校給食用リフト保守点検業務および定期検査報告業務（中学校費）
	小中学校浄化槽維持管理業務（美都分）（小学校費）
	小中学校浄化槽維持管理業務（美都分）（中学校費）
	鎌手小学校給食用リフト保守点検業務および定期検査報告業務
	小中学校浄化槽維持管理業務（匹見分）（小学校費）
	小中学校浄化槽維持管理業務（匹見分）（中学校費）
	小学校浄化槽維持管理業務（益田分）
	小中学校防火設備定期点検報告業務（小学校費）
	小中学校防火設備定期点検報告業務（中学校費）
	中西小学校給食用リフト保守点検業務および定期検査報告業務（小学校費）
	吉田小学校中継ポンプ槽清掃業務
	小学校校舎内セキュリティシステム警備
	小中学校消防設備保守点検業務（小学校費）
	小中学校消防設備保守点検業務（中学校費）
	電気工作物保守
	小中学校プール濾過装置点検業務
	吉田南小学校除草業務
	小中学校プール濾過装置点検業務（小学校費）
	小中学校プール濾過装置点検業務（中学校費）
	小中学校貯水槽清掃業務（小学校費）
	小中学校貯水槽清掃業務（中学校費）
	益田市立小学校水泳指導業務
	吉田小学校樹木伐採業務
	小中学校プール濾過装置シーズン後点検業務委託料（小学校費）
	小中学校プール濾過装置シーズン後点検業務委託料（中学校費）
	吉田小学校西側樹木伐採業務
	匹見小運転業務委託料
	益田市立安田小学校（種地区・北仙道地区）スクールバス運行業務
	益田市立中西小学校（内田地区）スクールバス運行業務
	桂平小学校（柏原地区）児童登下校送迎業務
	真砂地区児童生徒登下校送迎業務（小学校費）
	真砂地区児童生徒登下校送迎業務（中学校費）
	戸田小学校（飯浦地区）児童登下校送迎業務
	中西小学校（美濃地区・中垣内地区）児童登下校送迎業務
学校保冷库処分業務（小学校費）	
学校保冷库処分業務（中学校費）	
西益田小学校屋内運動場トイレ改修工事実施設計業務	
中学校校舎内セキュリティシステム警備	
中学校浄化槽維持管理業務（益田分）	



対象課等	業務委託の名称
教育総務課	電気工作物保守 旧匹見中学校地下タンク廃止処理業務 旧益田東中学校敷地売却に係る不動産鑑定業務 益田東中学校敷地境界復元測量業務 水神森公園内樹木伐採業務 水神森公園内樹木伐採業務（その2） 白上教職員住宅売却に係る不動産鑑定業務 匹見中運転業務委託料 中西中学校（二条地区）生徒登下校送迎業務 東陽中学校（宇治地区）生徒冬期登下校送迎業務 美都中学校低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 職員健康診断委託料 ストレスチェック検査委託料 益田市教職員住宅浄化槽維持管理業務 益田市教育委員会会議録音声データ反訳業務 真砂小学校校舎改築工事に係る地質調査業務 中西小学校校舎外改修工事監理業務 真砂小学校外施設等改築設計業務 中西小学校支障木伐採業務 中西小学校支障木伐採業務（その2） 学校給食事務等業務 腸内細菌検査（検便）業務（高津学校給食センター管理運営経費） 腸内細菌検査（検便）業務（美都学校給食共同調理場管理運営経費） 調理業務委託料 腸内細菌検査業務（ノロウイルス抗原（BLEIA））（高津学校給食センター管理運営経費） 腸内細菌検査業務（ノロウイルス抗原（BLEIA））（美都学校給食共同調理場管理運営経費） 調理業務委託料 益田市立高津学校給食センター配送・回収業務
学校教育課	学力・学習状況調査委託事業 益田暮らし体験コーディネート業務委託 島根大学生対象の益田の魅力体験コーディネート業務委託 ひとが育つまち益田フォーラム2022 中高一貫教育部会の広報等実施業務委託 戸田小通学路クイックシート溶融作業業務委託 小中学校児童生徒定期健康診断（眼科）業務委託（小学校費） 小中学校児童生徒定期健康診断（眼科）業務委託（中学校費） 小中学校児童生徒健康診断業務委託（小学校費） 小中学校児童生徒健康診断業務委託（中学校費） 小中学校教職員（養護教諭等）B型肝炎検査及びHBワクチン接種実施業務委託（小学校費） 小中学校教職員（養護教諭等）B型肝炎検査及びHBワクチン接種実施業務委託（中学校費） 小中学校教職員定期健康診断業務委託（小学校費） 小中学校教職員定期健康診断業務委託（中学校費） 学習用タブレット機器運用保守業務（小学校費） 学習用タブレット機器運用保守業務（中学校費） i-FILTER@Cloud GIGAスクール版の導入業務委託 無線機器導入における無線LANサイトサーベイ調査業務委託（無線機器導入業務） 中学校校内通信環境最適化に向けた仕様提案業務委託

対象課等	業務委託の名称
学校教育課	子ども読書活動推進事業委託（小学校費）
	子ども読書活動推進事業委託（中学校費）
	益田市立小中学校ピアノ調律業務委託（小学校費）
	益田市立小中学校ピアノ調律業務委託（中学校費）
	益田市立小中学校地域教育イントラネットシステム保守業務委託
協働のひとづくり推進課	令和2年度益田市成人式実施業務
	令和3年度益田市成人式実施業務
	令和3年度学びを通じたステップアップ支援促進事業
	令和3年度社会教育コーディネーター業務（戸田小）
	令和3年度社会教育コーディネーター業務（匹見小）
	令和3年度社会教育コーディネーター業務（豊川小）
	令和3年度地域活動モデルづくり業務
	令和3年度益田市放課後子ども教室推進事業
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（中西地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（益田地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（北仙道地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（安田地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（小野地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（匹見地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（都茂・二川地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（吉田地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（美都地区）
	わたしたちのまちを知ろう・学ぼう研修業務
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（高津地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」（西益田地区）
	令和3年度未来の担い手育成事業「小中高生放課後支援活動」
	ひとが育つまち益田フォーラム2022広報等実施業務
	中高生等ライフキャリア教育推進事業
	令和3年度ひとづくり推進事業（教育魅力化コーディネーター）業務
	「夢の教室」オンライン開催業務
	「夢の教室」オンライン授業に対する通信業務
	ライフキャリア教育プログラム実施業務
	令和3年度「ひとが育つまち益田フォーラム2022」オンライン配信環境整備業務
	令和3年度益田市立市民学習センターし尿浄化槽維持管理業務
	令和3年度益田市立市民学習センター内エレベーターメンテナンス業務
	令和3年度益田市立市民学習センター警備業務
	令和3年度市民学習センター消防用設備保守点検及び防火対象物等点検業務
	令和3年度益田市立市民学習センター受付等管理業務
	令和3年度益田市立市民学習センター清掃業務
	令和3年度市民学習センター電気工作物保安業務
	令和3年度益田市立市民学習センター植栽樹木管理業務
	市民学習センター多目的ホール舞台吊物保守点検業務
	令和3年度益田市立市民学習センター防火設備等点検業務
令和3年度雪舟の郷記念館消防設備保守点検業務	

対象課等	業務委託の名称
協働のひとづくり推進課	令和3年度雪舟の郷記念館空調設備保守点検業務
	令和3年度雪舟の郷記念館浄化槽維持管理業務
	令和3年度雪舟の郷記念館機械警備業務
	令和3年度雪舟の郷記念館周辺除草作業業務
	令和3年度雪舟の郷記念館館内清掃業務
	令和3年度雪舟の郷記念館燻蒸業務
	令和3年度雪舟の郷記念館植栽管理業務
	令和3年度歴史民俗資料館消防設備保守点検業務
	令和3年度歴史民俗資料館機械警備業務
	令和3年度雪舟の郷記念館燻蒸業務（歴史民俗資料館分）
	令和3年度秦記念館清掃業務
	令和3年度秦記念館自動消火設備保守点検業務
	令和3年度秦記念館し尿浄化槽管理業務
	令和3年度秦記念館管理業務
	令和3年度秦記念館周辺及び関連施設整備業務
	令和3年度秦記念館機械警備業務
	令和3年度旧割元庄屋美濃地屋敷浄化槽維持管理業務
	令和3年度旧割元庄屋美濃地屋敷消防設備点検業務
	令和3年度旧割元庄屋美濃地屋敷機械警備業務
	令和3年度旧割元庄屋美濃地屋敷管理業務
	令和3年度ふれあいホールみと浄化槽維持管理業務
	令和3年度ふれあいホールみと消防設備点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと電動式移動観覧席保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと舞台吊物機構保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと昇降機設備保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと防犯等施設管理業務
	令和3年度ふれあいホールみと空調設備保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと調光設備保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと音響設備保守点検業務
	令和3年度ふれあいホールみと日常清掃業務
	令和3年度ふれあいホールみと休日及び夜間管理業務
	令和3年度ふれあいホールみと電気工作物保守点検業務
	日本遺産ビジターセンター整備工事設計業務
	日本遺産を活かした市民活動創出業務
	令和3年度匹見下公民館浄化槽維持管理業務
	令和3年度道川公民館浄化槽維持管理業務
	令和3年度匹見上公民館休日管理業務
	令和3年度益田市高津公民館内エレベーターメンテナンス業務
	令和3年度益田公民館外12館し尿浄化槽維持管理業務
	令和3年度公民館等消防設備（23館）及び防火対象物（8館）等保守点検業務（公民館分）
	令和3年度匹見上公民館外1件電気工作物保守業務
令和3年度匹見上公民館防火設備定期検査	
小野公民館防火対象物点検業務	
令和3年度益田市立図書館デマンド管理業務	
令和3年度益田市立図書館情報システムメンテナンス業務（ソフト・ハード）	
令和3年度益田市立図書館管理運営業務	

対象課等	業務委託の名称
協働のひとづくり推進課	令和3年度益田市立図書館エレベーター保守点検業務
	令和3年度益田市立図書館消防設備点検業務
	益田市立図書館自動ドア保守点検業務
	令和3年度益田市立図書館警備業務
	令和3年度益田市立図書館清掃業務
	令和3年度益田市立図書館電気工作物保安業務
	令和3年度益田市立図書館し尿浄化槽維持管理業務
	令和3年度益田市立図書館庭園維持管理業務
	令和3年度益田市立図書館運営業務（配本サービス）
	令和3年度益田運動公園指定管理
	令和3年度益田川ダム周辺施設指定管理
	令和3年度匹見中央体育館管理業務
	令和3年度匹見中央体育館浄化槽維持管理業務
	令和3年度益田市立匹見グラウンド・ゴルフ場芝生管理業務
	令和3年度匹見石谷体育館及びグラウンド管理委託業務
	令和3年度匹見三葛体育館及びグラウンド管理業務
	令和3年度公民館等消防施設（23館）及び防火対象物（8館）等保守点検業務（匹見中央体育館分）
	令和3年度益田運動公園プール給水管漏水調査業務
	益田陸上競技場写真判定装置等一式定期点検業務
	陸上競技用機器保守点検業務
人権同和・教育推進室	人権標語啓発等撤去業務
	上黒谷集会所管理委託
	益田市人権・同和教育推進事業
文化財課	三宅御土居跡環境整備業務委託
	国指定天然記念物 唐音の蛇岩見守り看視
	中須東原遺跡環境整備業務委託
	石ヶ坪遺跡・栃原の高野槇・新槇原遺跡環境整備業務委託
	小丸山古墳・七尾城跡環境整備業務委託
	島根県指定天然記念物「金谷の城山桜」樹勢診断委託
	金谷の城山桜維持管理業務
	島根県指定天然記念物「金谷の城山桜」樹勢診断委託

対象課等	業務委託の名称
出納室	デジタル印刷機保守点検業務
	丁合機保守点検業務
益田消防署	美都地区消防防災センター浄化槽維持管理業務委託料
	匹見町消防活性化センター浄化槽維持管理業務委託料
	美都地区消防防災センター自家用電気工作物保安業務委託料
	消防団招集サイレン操作線等撤去業務委託料
	消防団員加入促進看板塗装工事委託費用
	令和3年度益田市立水防センター清掃業務委託料（業者清掃）
	令和3年度益田市立水防センター清掃業務委託料（自治会清掃）
	令和3年度益田市立水防センター清掃業務委託料（自治会清掃）
	令和3年度益田市立水防センター エレベーター保守点検業務委託料
	令和3年度益田市立水防センター自家用電気工作物保安業務保守点検委託料
農業委員会事務局	農地基本台帳システム保守業務委託事業
	農政業務支援システム保守業務委託事業
	農地地図データ作成（地籍調査完了地図等）業務委託事業
選挙管理委員会事務局	期日前投票管理システム更新業務委託
	第49回衆議院議員総選挙選挙公報配布等業務
	第49回衆議院議員総選挙公営ポスター掲示場作成等業務委託料
	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票用システム運用支援業務

— 参考 —

**地方自治法**

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

**地方自治法施行令**

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
  - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
  - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

**地方財政法**

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

**益田市財務規則**

(予算の執行計画)

第 16 条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- 2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

(請求書による原則)

第 46 条 支出の決定は、債権者からの請求書の提出を待つてしなければならない。

## 適法な請求書の要件

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

- ・債権者の表示（住所、氏名（法人にあつては法人名及び代表者の氏名））
- ・債務者の表示　・債権の内容　・請求金額　・請求年月日

## 地方自治法

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4から6 【略】

## 地方自治法施行令

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施

設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2から4 【略】



令和 4 年度定期監査報告書

令和 5 年 3 月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp